
木島平村地域防災計画

令和7年3月

總則編

目 次

総 則 編

第1節 計画作成の趣旨	1
第2節 防災の基本理念及び施策の概要	2
第3節 村及び防災関係機関等の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	7
第4節 木島平村の地勢と災害要因、災害記録	10

総則編

第1節 計画作成の趣旨

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、木島平村防災会議が作成する計画であって、村、関係機関、村民等がその全機能を発揮し、連携して村の地域にかかわる災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することによって村域における土地の保全と住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

第2 計画の修正及び推進

この計画は、「災害対策基本法」第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認められるときは、これを修正し、常に有効な防災業務の遂行を図るものとする。各関係機関は、関係ある事項について、計画修正案を村防災会議に提出するものとする。

指定行政機関、指定公共機関及び県・他の市町村の防災担当部局等は、これら防災計画を効果的に推進するため、他部局との連携また機関間の連携を図りつつ、次の3点を実行するものとする。

- 1 必要に応じた計画に基づくマニュアルの作成と、訓練等を通じた職員への周知徹底
- 2 計画、マニュアルの定期的な点検
- 3 他の計画(総合計画等)の防災の観点からのチェック

第3 長野県地域防災計画との関係

この計画は、長野県地域防災計画を基準として、共通する計画については、県の計画を準用し、その範囲内において作成したものである。

第4 計画の周知徹底

村職員、関係各機関は、本計画の趣旨を尊重し、常に防災に関する教育及び訓練を実施して、本計画の習熟に努めるとともに、広く村民に対し周知徹底を図り、地域防災計画に寄与するものとする。

第2節 防災の基本理念及び施策の概要

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、稠密な人口、高度化した土地利用、増加する危険物等の社会的条件をあわせもつ、村土並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策である。

本村は、県の北部に位置し、急峻な地形とともに特別豪雪地帯となっており、加えて自然的条件、社会的条件の中で災害を受けやすく、様々な災害発生要因に対応し、防災体制の整備に努める必要がある。

第1 基本方針

1 防災対策を行うにあたっては、次の事項を基本とし、それぞれの段階において、村、県、防災関係機関及び村民が一体となって最善の対策をとるものとする。

特に、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるよう、対策の一層の充実を図る。

(1) 周到かつ十分な災害予防

ア 災害予防段階における基本理念は以下のとおりである。

(ア) 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的な災害対策を推進する。

(イ) 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

イ 災害予防段階における施策の概要は以下のとおりである。

(ア) 災害に強いむらづくりを実現するための、主要交通・通信機能の強化、避難路の整備、学校、医療施設等の公共施設や住宅等の建築物の安全化、代替施設の整備等によるライフライン施設等の機能の確保を講ずる。

(イ) 事故災害を予防するため、事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の構築、施設・設備の保守・整備等安全対策の充実を図る。

(ウ) 防災活動を促進するため、防災教育等による住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。併せて、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により村民の防災活動の環境を整備する。なお、防災ボランティアについては、自主性に基づきその支援力を向上し、県、村、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

(エ) 防災に関する研究及び観測等を推進するため、防災に関する基本的なデータの集積、工学的、社会学的分野を含めた防災に関する研究や、予測・観測の充実・強化を図る。また、これらの成果の情報提供及び防災施策への活用を図る。

- (ウ) 災害時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。
 - (カ) 効果的・効率的な防災対策を行うため、A I ・ I o T、クラウドコンピューティング技術、S N Sの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当っては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。
 - (キ) 村は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。
 - (ク) 過去の災害の教訓を踏まえ、全ての村民が災害から自らの命を守るためには、村民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや、自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を学べる実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。
- (2) 迅速かつ円滑な災害応急対策
- ア 災害応急段階における基本理念は以下のとおりである。
- (ア) 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は、被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
 - (イ) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者、児童、傷病者、外国籍村民、外国人旅行者、観光客、乳幼児、妊産婦、性的マイノリティの方など特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の情報から生じる多様なニーズに適切に対応する。
- イ 災害応急段階における施策の概要は以下のとおりである。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分に配慮するものとする。
- (ア) 災害が発生するおそれがある場合には、警報等の伝達、村民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。
 - (イ) 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は、被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域的な応援体制を確立する。
 - (ウ) 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、消火活動を行う。
 - (エ) 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を

供給するための、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保し、優先度を考慮した緊急輸送を行う。

- (オ) 被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域的避難収容活動を行う。
 - (カ) 被災者等への的確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により住民等からの問い合わせに対応する。
 - (キ) 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災地のニーズに応じて供給する。
 - (ク) 指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動や福祉的な支援を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。
 - (ケ) 新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の新型コロナウイルス感染症を含む感染症（以下「感染症」という。）対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。
 - (コ) 防犯活動等による社会秩序の維持のための施策の実施を行うとともに、物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等を行う。
 - (サ) 応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。二次災害の防止策については、危険性を見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策を行う。
 - (シ) ボランティア、義援物資・義援金を適切に受け入れる。
- (3) 適切かつ速やかな災害復旧・復興
- ア 災害復旧・復興段階における基本理念は以下のとおりである。
発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより被災地の復興を図る。
 - イ 災害復旧・復興段階における施策の概要は以下のとおりである。
 - (ア) 被災の状況や被災地域の特性等を勘案し、被災地域の復旧・復興の基本方向を早急に決定し、事業を計画的に推進する。
 - (イ) 物資、資材の調達計画等を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。
 - (ウ) 災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、適正かつ迅速に廃棄物を処理する。
 - (エ) 再度災害の防止とより快適な環境を目指して、防災むらづくりを実施する。
 - (オ) 被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建を支援する。
 - (カ) 被災中小企業の復興等、地域の自立的发展に向けての経済復興を支援する。
- ウ 村は、県及び防災関係機関と互いに連携をとりつつ、これら災害対策の基本的事項について推進を図るとともに、防災情報が共有できるように必要な措置を講ずる。

2 村、関係機関が行う事項

村、長野県、防災関係機関は、緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に、次の事項を基本とし、必要な措置をとるものとする。

- (1) 要配慮者を含めた多くの住民の地域防災活動への参画
- (2) 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、地方防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する。

3 住民が行う事項

住民は、「自分の命は自分で守る」との認識のもと、地域、職場、家庭等において互いに協力しあい、災害時を念頭においた防災対策を平常時から講じるものとする。

4 関係機関の連携強化

どこでも起こりうる災害時の被害を最小化し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う運動を展開するものとする。

また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図る。

第2 防災施策の大綱

1 各種災害危険区域の把握のための調査

村域の災害の危険性を把握し、より実践的な防災計画を樹立し、災害に強い安全なむらづくりを推進する。

2 各種災害予防

本村は、梅雨、秋雨期の大雨の際、千曲川のバックウォーターを含めた樽川や馬曲川等の増水、河川の氾濫等による水害が発生しやすい。治水対策には努力を傾けてきたところであるが、今後も計画的に治水施設等の整備を推進する。

また、本村は豪雪地帯でもあり、雪害による地域経済活動の停滞防止及び住民の生活環境の維持向上を図るため、除雪体制等を充実するなど、安全で雪に強いむらづくりを進める。災害の際、その被害を最小限にとどめるため、村民一人ひとりの日頃からの備えと災害時の適切な行動が大切であり、あらゆる機会を利用して住民に対し防災に必要な知識の普及を図っていく。

災害が発生した場合には、この計画の定めるところにより、防災関係機関の協力を得て、その所掌に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、防災訓練等を実施し、防災活動における実戦的能力のかん養を図るとともに、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備えなければならない。

また、村民生活の安定、社会経済活動の早期回復、再度の災害発生を防止するため被災施設の迅速かつ適切な復旧を図る。

3 防災通信設備等の整備

災害時の情報収集・伝達は、応急対策を進める上で重要な要素である。今後の高度

情報化の進展をみながら、災害に強い通信システムの整備を図る。

- (1) 村情報通信施設（屋内外放送）やエリアメール活用の充実
- (2) 村WEBサイト、SNS、LINE、Lアラート等の活用
- (3) 通信関係機関等の連絡協力体制の確立

4 村民への防災知識の普及

災害の際、その被害を最小限にとどめるためには村民一人ひとりの日ごろからの備えと災害時の適切な行動が大切であり、「自助」の強化に向けた取組みとして、あらゆる機会を利用して村民に対し防災に必要な知識の普及を図っていく。

5 速やかな災害への対応

災害が発生した場合には、この計画の定めるところにより、防災関係機関の協力を得て、その所掌に係る災害応急対策を速やかに実施する。

また、民生の安定、社会経済活動の早期回復、再度の災害発生を防止するため、被災施設の迅速かつ適切な復旧を図る。

第3節 村及び防災関係機関等の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1 村

村は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、村の地域並びに村民の生命、身体及び財産を災害から保護するため指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体等の協力を得て、防災活動を実施する。

2 県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

3 岳北消防本部

岳北消防本部は、災害から組織市村の地域及び地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、防災関係機関等と緊密な連携のもと防災活動を実施する。

4 飯山警察署

飯山警察署は、災害から村の地域及び地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、他の関係機関等と緊密な連携のもと防災活動を実施する。

5 自衛隊

自衛隊は、災害から村の地域及び地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、他の関係機関等と緊密な連携のもと応急救援活動及び応急復旧活動を実施する。

6 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、自らの防災業務を実施するとともに、村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

7 指定公共機関等

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、村の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、自らの防災業務を実施するとともに、相互に助力し、村の防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

9 村民

村民は、本村が実施する防災活動等に積極的に寄与するように努める。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 村

- (1) 木島平村防災会議に関すること。
- (2) 公共土木施設、公共施設等の防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。
- (3) 防災のための調査研究、教育及び訓練に関すること。
- (4) 災害に関する予警報の伝達に関すること。

- (5) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。
- (6) 避難勧告・指示に関すること。
- (7) 消防、水防その他応急措置に関すること。
- (8) 被災者の救助及び救護措置に関すること。
- (9) 災害時における清掃、防疫その他保健衛生に関すること。
- (10) 災害時における文教及び交通対策に関すること。
- (11) 救助物資及び災害対策用資機（器）材の備蓄・調達に関すること。
- (12) 資材、人員、生活必需品等の緊急輸送に関すること。
- (13) 通信施設の確保及び整備に関すること。
- (14) 公共的団体、自主防災組織等の育成指導に関すること。
- (15) その他村の所掌事務についての防災対策に関すること。

2 県

- (1) 長野県防災会議に関すること。
- (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。
- (3) 水防その他の応急措置に関すること。
- (4) 県地域の災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。
- (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。
- (6) 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通等の対策に関すること。
- (7) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- (8) 市町村及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての救助及び調整に関すること。
- (9) その他県の所掌事務についての防災対策に関すること。

3 岳北消防本部

- (1) 消防力の整備に関すること。
- (2) 災害の予防、警戒及び鎮圧に関すること。
- (3) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。
- (4) 防災に関する訓練の実施及び教育に関すること。
- (5) 自主防災組織の育成指導に関すること。
- (6) 広域市町村災害対策本部の業務に関すること。

4 飯山警察署

- (1) 災害情報の収集、伝達及び広報に関すること。
- (2) 治安の確保及び交通の規制に関すること。
- (3) 被災者の救出及び避難誘導に関すること。
- (4) 遺体（行方不明者）の捜索及び検視に関すること。

5 自衛隊（陸上自衛隊第13普通科連隊）

人命の救助、消防、水防、救援物資の輸送、道路の応急啓開、応急の医療、給水、入浴支援及び通信支援に関すること。

6 指定地方行政機関

- (1) 関東財務局（長野財務事務所）
 - ア 地方公共団体に対する資金の融資のあっせんに関すること。
 - イ 災害時における金融機関の緊急融資措置の指示に関すること。
- (2) 長野地方气象台

- ア 注意報、警報等の発表及び伝達に関する事。
 - イ 地震、火山情報の発表及び伝達に関する事。
 - ウ 防災気象知識の普及に関する事。
 - エ 気象災害防止のための統計調査に関する事。
- (3) 信越総合通信局
- ア 電気通信の監理に関する事。
 - イ 非常の場合の無線通信の確保に関する事。
 - ウ 災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用機器の貸出に関する事。
- (4) 中部森林管理局（北信森林管理署）
- ア 森林治水による災害予防に関する事。
 - イ 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備と防災監理に関する事。
 - ウ 災害応急対策用材の供給に関する事。
- (5) 北陸信越運輸局（長野運輸支局）
- 災害時における船舶、鉄道、軌道及び自動車による輸送のあっせん並びに船舶自動車に係る輸送の確保に関する事。
- (6) 長野労働局（中野労働基準監督署）
- ア 工場、事業場における産業災害の防止に関する事。
 - イ 工場、事業場における自主的防災体制の確立に関する事。
- (7) 北陸地方整備局（千曲川河川事務所）
- ア 防災上必要な教育及び訓練に関する事。
 - イ 水防に関する施設及び資機材の整備に関する事。
 - ウ 災害危険区域の選定又は指導に関する事。
 - エ 災害に関する予報及び警報の発表又は伝達に関する事。
 - オ 災害に関する情報の収集及び広報に関する事。
 - カ 水防活動の指導に関する事。
 - キ 災害時における応急工事に関する事。
 - ク ダム、せき、水門の管理に関する事。
 - ケ 災害復旧工事に関する事。
 - コ 再度災害防止工事に関する事。
- 7 指定公共機関及び指定地方公共機関
- (1) 東日本旅客鉄道株式会社
- ア 鉄道施設の防災に関する事。
 - イ 災害時における避難者の輸送に関する事。
- (2) 日本貨物鉄道株式会社
- 災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関する事。
- (3) 東日本電信電話株式会社（長野支店）
- ア 電気通信設備の保全に関する事。
 - イ 災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関する事。
- (4) 日本郵政株式会社（木島平郵便局）
- 災害時における郵便業務の確保及び郵便貯金・簡易貯金の非常取扱等に関する事。

- (5) 日本赤十字社長野県支部
 - ア 医療、助産等の救助・救護に関すること。
 - イ 災害救助等の奉仕者の連絡調整に関すること。
 - ウ 義援金品の募集・配分に関すること。
 - (6) 日本放送協会（長野放送局）及び放送各社
 - ア 気象予警報、災害情報等の災害広報に関すること。
 - イ 「長野県大規模災害ラジオ放送協議会会則」に基づく情報提供に関すること。
 - (7) 日本通運株式会社長野支店
災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関すること。
 - (8) 中部電力パワーグリッド株式会社 長野支社飯山営業所
 - ア 電力施設の保全・保安に関すること。
 - イ 電力の供給に関すること。
 - (9) 東日本高速道路株式会社（関東支社長野管理事務所）
上信越自動車道の防災に関すること。
 - (10) 旅客自動車運送業者（長電バス株式会社）
災害時における旅客自動車による避難者の輸送の協力に関すること。
- 8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者
- (1) 農業協同組合、森林組合、商工会等の経済団体
 - ア 木島平村災害対策本部が行う産業経済関係の被害調査及び応急対策活動への協力に関すること。
 - イ 農林水産物等の災害応急対策の指導に関すること。
 - ウ 被災商工業者、農林漁業者に対する融資のあっせん及び資機材の確保・あっせんに関すること。
 - (2) 中高医師会等の医療団体
災害時における医療、助産、収容等の協力に関すること。
 - (3) 自治会等の地域住民組織、社会事業団体、文化・教育団体
救助、救護、炊き出し及び義援金品の募集・配分に関すること。
 - (4) その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者
それぞれの分掌業務についての防災対策に関すること。

第4節 木島平村の地勢と災害要因、災害記録

第1 自然的条件

1 村域

本村は、長野県の北東端に位置し、東西約 15 km、南北約 11.3 km、周囲 37.4 km、総面積 99.32 km²であり、逆心臓形をした地域である。

2 地勢

- (1) 樽川と馬曲川の扇状地が交錯し、東に北志賀の山脈、西に千曲川、北に主要地方道飯山野沢温泉線が走り、南に高社山を仰ぐ、西に傾斜した地勢である。
- (2) 標高は最高 1,748m、最低 312m、平均標高約 1,000mであり、500m以下の地域は全面積の約 7分の1、また、山林、原野が全体の約 80%を占め耕地を含めた適住地は約 17.4%である。

3 地質

本村の地質は、ほとんどが村の東及び南方に位置する高標山、城蔵山、毛無山、高社山等の火山群からの噴出に起因する輝石安山岩を母岩とした火山岩成土の堆積地帯と、これが樽川、馬曲川水系によって低地に押し出されてできた扇状地帯とになっており、全般に表層は腐植の含量が多い黒褐色で軽しょうな土質が多い。

このほか、村の西部飯山市寄りの通称小見島地積は、飯山盆地の一角をなし、千曲川の影響を受けた第三紀沖積層の褐色低地土となっている。

4 気候

本村の気候は内陸性の日本海型に属し、気温は年平均 11.0℃、特徴的には日較差、とくに4～5月のそれが大きく、また年較差も平均 27.5℃とかなり大きい。また、降水量は少なく、冬期には比較的多いが、北陸地方等から見るとその総量は少なく、年間を平均すると 1,300 mm前後で国内では少降水量地域に入る。

積雪量は、年による変化が大きいですが平均積雪期間は 110 日、記録にある最大積雪深は 238 cm・1 日最大降雪量は 75 cmである。なお平均の終霜日及び初霜日は、5月3日、10月31日で平均無霜期間は 179 日である。

第2 社会的条件

1 人口

人口は、令和2年10月1日現在で 4,375 人となっており、近年の推移は減少の傾向にある。また、年齢3区分の人口推移をみると、15歳未満の年少人口と15歳から64歳の生産年齢人口がともに減少の傾向にあり、一方で65歳以上の高齢者人口が増加の傾向にある。

人口の推移

	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
人口 (人)	4,939 人	4,658 人	4,375 人
15 歳未満 (%)	12.47%	12.17%	10.74%
15～64 歳 (%)	55.34%	52.08%	47.41%
65 歳以上 (%)	32.19%	35.75%	41.85%

第3 過去の災害記録

過去に発生した主な大規模災害の記録は、次のとおりである。

木島平村の災害記録

災害種別及び 発生年月日	災害原因	被害状況等	
水害 S33. 9. 26 (1958)	集中豪雨により樽川が逆流し、水害を引き起こした。	○人的被害 なし ○被害総額 1,300万円 内訳	
		区分	内容
		住家等	床上浸水 3戸 床下浸水 2戸 計 5戸
		農林関係	農地冠水 200ha
風水害 S34. 8. 14 (1959)	台風7号による暴風雨が約2時間にわたって猛威を振るい、風水害を引き起こした。	○人的被害 なし ○被害総額 6,700万円 内訳	
		区分	内容
		住家等	床上浸水 8戸 床下浸水 2戸 屋根破損 12戸 計 22戸
		農林関係	農地冠水 45ha
風水害 S34. 9. 26 (1959)	伊勢湾台風の通過により暴風雨（降雨量 79.7mm、風速 35 km/s）が猛威を振るい、風水害を引き起こした。	○人的被害 なし ○被害総額 4,100万円 内訳	
		区分	内容
		住家等	全壊 2戸 半壊 9戸 一部損壊 120戸 床上浸水 2戸 公共建物 4戸 計 137戸
		農林関係	水稻被害 532ha 農地埋没流失 40ha
		土木関係	道路、水路、橋梁 12ヶ所

<p>風害 S36. 9. 16 (1961)</p>	<p>第2室戸台風の通過により暴風（風速 40～45 m/s）が吹き荒れ、大きな被害をもたらした。</p>	<p>○人的被害 なし ○被害総額 4,100 万円 内訳</p> <table border="1" data-bbox="794 286 1407 609"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">住家等</td> <td>全壊</td> <td>17 戸</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>16 戸</td> </tr> <tr> <td>一部損壊</td> <td>190 戸</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>233 戸</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農林関係</td> <td>水稻倒伏</td> <td>647ha</td> </tr> <tr> <td>果樹落下</td> <td>3,800 本</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容		住家等	全壊	17 戸	半壊	16 戸	一部損壊	190 戸	計	233 戸	農林関係	水稻倒伏	647ha	果樹落下	3,800 本											
区分	内容																													
住家等	全壊	17 戸																												
	半壊	16 戸																												
	一部損壊	190 戸																												
	計	233 戸																												
農林関係	水稻倒伏	647ha																												
	果樹落下	3,800 本																												
<p>火災 S38. 3. 28 (1963)</p>	<p>南鴨で午後 9 時頃発生した火災は、折からの春一番（南風 15m/s）にあおられ次々と延焼し、家屋 9 棟を焼失する大火となり大きな被害をもたらした。</p>	<p>○人的被害 なし ○被害総額 1,800 万円 内訳</p> <table border="1" data-bbox="794 779 1407 1057"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">住家等</td> <td>被災世帯</td> <td>5 世帯</td> </tr> <tr> <td>全焼</td> <td>7 棟</td> </tr> <tr> <td>半焼</td> <td>2 棟</td> </tr> <tr> <td>焼失面積</td> <td>10449.7 m²</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容		住家等	被災世帯	5 世帯	全焼	7 棟	半焼	2 棟	焼失面積	10449.7 m ²																
区分	内容																													
住家等	被災世帯	5 世帯																												
	全焼	7 棟																												
	半焼	2 棟																												
	焼失面積	10449.7 m ²																												
<p>水害 S44. 7. 5 (1969)</p>	<p>梅雨前線豪雨（降雨量 188 mm）により、馬曲川をはじめ中小河川が氾濫し、大きな被害をもたらした。</p>	<p>○人的被害 負傷 2 人 ○被害総額 2 億 9,030 万円 内訳</p> <table border="1" data-bbox="794 1214 1407 1765"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">住家等</td> <td>床上浸水</td> <td>7 戸</td> </tr> <tr> <td>床下浸水</td> <td>162 戸</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>169 戸</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">農林関係</td> <td>農地冠水</td> <td>47.5ha</td> </tr> <tr> <td>農地流出</td> <td>10.1ha</td> </tr> <tr> <td>土砂流入</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水路等</td> <td>23 カ所</td> </tr> <tr> <td>農道</td> <td>5 ケ所</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">土木関係</td> <td>堤防の決壊</td> <td>36 ケ所</td> </tr> <tr> <td>橋梁</td> <td>7 ケ所</td> </tr> <tr> <td>水路</td> <td>25 カ所</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容		住家等	床上浸水	7 戸	床下浸水	162 戸	計	169 戸	農林関係	農地冠水	47.5ha	農地流出	10.1ha	土砂流入		水路等	23 カ所	農道	5 ケ所	土木関係	堤防の決壊	36 ケ所	橋梁	7 ケ所	水路	25 カ所
区分	内容																													
住家等	床上浸水	7 戸																												
	床下浸水	162 戸																												
	計	169 戸																												
農林関係	農地冠水	47.5ha																												
	農地流出	10.1ha																												
	土砂流入																													
	水路等	23 カ所																												
	農道	5 ケ所																												
土木関係	堤防の決壊	36 ケ所																												
	橋梁	7 ケ所																												
	水路	25 カ所																												

<p>水害 S51.7.19 (1976)</p>	<p>梅雨前線豪雨による千曲川の増水のため樽川が逆流し、水害を引き起した。</p>	<p>○人的被害 なし ○被害総額 1,360万円 内訳</p> <table border="1" data-bbox="794 286 1409 432"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住家等</td> <td>床下浸水</td> <td>6戸</td> </tr> <tr> <td>農林関係</td> <td>農地冠水</td> <td>31ha</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容		住家等	床下浸水	6戸	農林関係	農地冠水	31ha																									
区分	内容																																			
住家等	床下浸水	6戸																																		
農林関係	農地冠水	31ha																																		
<p>風水害 S56.8.23 (1981)</p>	<p>台風15号による暴風雨により樽川、馬曲川が氾濫し、大きな被害をもたらした。</p>	<p>○人的被害 なし ○被害総額 2億830万円 内訳</p> <table border="1" data-bbox="794 589 1409 1406"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">住家等</td> <td>床下浸水</td> <td>8戸</td> </tr> <tr> <td>一部損壊</td> <td>1戸</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>9戸</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">農林関係</td> <td>農地冠水</td> <td>18.3ha</td> </tr> <tr> <td>農作物被害</td> <td>5,582万円</td> </tr> <tr> <td>土砂流入</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水路等</td> <td>9カ所</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">土木関係</td> <td>林道</td> <td>1ヶ所</td> </tr> <tr> <td>道路損壊</td> <td>2か所 (県道)</td> </tr> <tr> <td>橋梁</td> <td>1ヶ所 (千の平橋)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">河川</td> <td>馬曲側護岸決壊</td> <td>12ヶ所</td> </tr> <tr> <td>樽川護岸決壊</td> <td>12ヶ所</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td colspan="2">グリーンランド法面崩落 60 m²</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容		住家等	床下浸水	8戸	一部損壊	1戸	計	9戸	農林関係	農地冠水	18.3ha	農作物被害	5,582万円	土砂流入		水路等	9カ所	土木関係	林道	1ヶ所	道路損壊	2か所 (県道)	橋梁	1ヶ所 (千の平橋)	河川	馬曲側護岸決壊	12ヶ所	樽川護岸決壊	12ヶ所	その他	グリーンランド法面崩落 60 m ²	
区分	内容																																			
住家等	床下浸水	8戸																																		
	一部損壊	1戸																																		
	計	9戸																																		
農林関係	農地冠水	18.3ha																																		
	農作物被害	5,582万円																																		
	土砂流入																																			
	水路等	9カ所																																		
土木関係	林道	1ヶ所																																		
	道路損壊	2か所 (県道)																																		
	橋梁	1ヶ所 (千の平橋)																																		
	河川	馬曲側護岸決壊	12ヶ所																																	
		樽川護岸決壊	12ヶ所																																	
その他	グリーンランド法面崩落 60 m ²																																			

<p>風水害 S57.8.2 (1982)</p>	<p>台風 10 号による暴風雨による千曲川の増水のため樽川が逆流し、大きな被害をもたらした。</p>	<p>○人的被害 なし ○被害総額 2億2,678万円 内訳</p> <table border="1" data-bbox="794 286 1407 837"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">住家等</td> <td>全壊 (非住居)</td> <td>8戸</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>1戸</td> </tr> <tr> <td>床下浸水</td> <td>8戸</td> </tr> <tr> <td>一部損壊 住居</td> <td>35戸</td> </tr> <tr> <td>非住居</td> <td>97戸</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>9戸</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農林関係</td> <td>農地冠水</td> <td>549ha</td> </tr> <tr> <td>山林</td> <td>10ha</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他</td> <td>公共建物</td> <td>4棟</td> </tr> <tr> <td>有線施設 幹線</td> <td>4ヶ所</td> </tr> <tr> <td>引込</td> <td>70ヶ所</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容		住家等	全壊 (非住居)	8戸	半壊	1戸	床下浸水	8戸	一部損壊 住居	35戸	非住居	97戸		計	9戸	農林関係	農地冠水	549ha	山林	10ha	その他	公共建物	4棟	有線施設 幹線	4ヶ所	引込	70ヶ所	
区分	内容																															
住家等	全壊 (非住居)	8戸																														
	半壊	1戸																														
	床下浸水	8戸																														
	一部損壊 住居	35戸																														
	非住居	97戸																														
	計	9戸																														
農林関係	農地冠水	549ha																														
	山林	10ha																														
その他	公共建物	4棟																														
	有線施設 幹線	4ヶ所																														
	引込	70ヶ所																														
<p>風水害 S57.9.12 (1982)</p>	<p>台風 18 号の影響による集中豪雨により 13 日未明樽川堤防が決壊し、飯山市木島全地区に濁流が流入する等 100 年に 1 回といわれる大水害を引き起した。</p>	<p>○人的被害 なし ○被害総額 5億4,740万円 内訳</p> <table border="1" data-bbox="794 1003 1407 1599"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">住家等</td> <td>床上浸水</td> <td>12戸</td> </tr> <tr> <td>床下浸水</td> <td>3戸</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>15戸</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">農林関係</td> <td>農地冠水</td> <td>101ha</td> </tr> <tr> <td>農地土砂流入</td> <td>77ha</td> </tr> <tr> <td>水路損壊</td> <td>6ヶ所</td> </tr> <tr> <td>水路埋没</td> <td>6ヶ所</td> </tr> <tr> <td>頭首工損壊</td> <td>1か所</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">その他</td> <td>有線施設 幹線</td> <td>250m</td> </tr> <tr> <td>農協ライスセンター</td> <td>浸水</td> </tr> <tr> <td>農産物予冷庫</td> <td>浸水</td> </tr> <tr> <td>兼酒造組合精米所</td> <td>浸水</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容		住家等	床上浸水	12戸	床下浸水	3戸	計	15戸	農林関係	農地冠水	101ha	農地土砂流入	77ha	水路損壊	6ヶ所	水路埋没	6ヶ所	頭首工損壊	1か所	その他	有線施設 幹線	250m	農協ライスセンター	浸水	農産物予冷庫	浸水	兼酒造組合精米所	浸水
区分	内容																															
住家等	床上浸水	12戸																														
	床下浸水	3戸																														
	計	15戸																														
農林関係	農地冠水	101ha																														
	農地土砂流入	77ha																														
	水路損壊	6ヶ所																														
	水路埋没	6ヶ所																														
	頭首工損壊	1か所																														
その他	有線施設 幹線	250m																														
	農協ライスセンター	浸水																														
	農産物予冷庫	浸水																														
	兼酒造組合精米所	浸水																														

<p>水害 S58.9.29 (1983)</p>	<p>台風 10 号の影響により千曲川の増水で樽川が逆流し、水害を引き起した。</p>	<p>○人的被害 なし ○被害総額 8,438 万円 内訳</p> <table border="1" data-bbox="791 286 1409 611"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">住家等</td> <td>床上浸水</td> <td>4 戸</td> </tr> <tr> <td>床下浸水</td> <td>2 戸</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>6 戸</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">農林関係</td> <td>農地冠水</td> <td>72ha</td> </tr> <tr> <td>農地被害</td> <td>700 万円</td> </tr> <tr> <td>農業用施設被害</td> <td>4,800 万円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容		住家等	床上浸水	4 戸	床下浸水	2 戸	計	6 戸	農林関係	農地冠水	72ha	農地被害	700 万円	農業用施設被害	4,800 万円																										
区分	内容																																												
住家等	床上浸水	4 戸																																											
	床下浸水	2 戸																																											
	計	6 戸																																											
農林関係	農地冠水	72ha																																											
	農地被害	700 万円																																											
	農業用施設被害	4,800 万円																																											
<p>水害 S61.9.3 (1986)</p>	<p>台風 15 号の影響による雨量は 2 日夜半から 3 日午前 11 時頃までに 168 mm に達し、村内各所の中小河川が氾濫し、大きな被害をもたらした。</p>	<p>○人的被害 なし ○被害総額 1 億 873 万円 内訳</p> <table border="1" data-bbox="791 775 1409 1552"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">住家等</td> <td rowspan="2">床上浸水</td> <td>住家</td> <td>1 戸</td> </tr> <tr> <td>非住</td> <td>5 戸</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">床下浸水</td> <td>住家</td> <td>33 戸</td> </tr> <tr> <td>非住</td> <td>59 戸</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>98 戸</td> </tr> <tr> <td>宅地決壊</td> <td></td> <td>2 か所</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">農林関係</td> <td>農地冠水</td> <td>28ha</td> </tr> <tr> <td>農地</td> <td>40 ケ所</td> </tr> <tr> <td>水路</td> <td>19 ケ所</td> </tr> <tr> <td>農道</td> <td>9 ケ所</td> </tr> <tr> <td>頭首工</td> <td>6 ケ所</td> </tr> <tr> <td>林道</td> <td>4 路線</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">土木関係</td> <td>道路</td> <td>10 ケ所</td> </tr> <tr> <td>河川</td> <td>2 ケ所</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td>水道施設</td> <td>1 ケ所</td> </tr> <tr> <td>観光施設</td> <td>3 ケ所</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容		住家等	床上浸水	住家	1 戸	非住	5 戸	床下浸水	住家	33 戸	非住	59 戸	計		98 戸	宅地決壊		2 か所	農林関係	農地冠水	28ha	農地	40 ケ所	水路	19 ケ所	農道	9 ケ所	頭首工	6 ケ所	林道	4 路線	土木関係	道路	10 ケ所	河川	2 ケ所	その他	水道施設	1 ケ所	観光施設	3 ケ所
区分	内容																																												
住家等	床上浸水	住家	1 戸																																										
		非住	5 戸																																										
	床下浸水	住家	33 戸																																										
		非住	59 戸																																										
	計		98 戸																																										
	宅地決壊		2 か所																																										
農林関係	農地冠水	28ha																																											
	農地	40 ケ所																																											
	水路	19 ケ所																																											
	農道	9 ケ所																																											
	頭首工	6 ケ所																																											
	林道	4 路線																																											
土木関係	道路	10 ケ所																																											
	河川	2 ケ所																																											
その他	水道施設	1 ケ所																																											
	観光施設	3 ケ所																																											
<p>水害 H7.7.11 (1995)</p>	<p>集中豪雨の影響により村内各所で浸水被害、土砂崩落等の被害をもたらした。</p>	<p>○人的被害 なし ○被害総額 1,302 万円 内訳</p> <table border="1" data-bbox="791 1686 1409 1921"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住家等</td> <td>床下浸水</td> <td>6 戸</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農林関係</td> <td>農地冠水</td> <td>7.6ha</td> </tr> <tr> <td>農業用施設被害</td> <td>90 万円</td> </tr> <tr> <td>土木関係</td> <td>道路</td> <td>1 ケ所</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容		住家等	床下浸水	6 戸	農林関係	農地冠水	7.6ha	農業用施設被害	90 万円	土木関係	道路	1 ケ所																													
区分	内容																																												
住家等	床下浸水	6 戸																																											
農林関係	農地冠水	7.6ha																																											
	農業用施設被害	90 万円																																											
土木関係	道路	1 ケ所																																											

水害 H10. 9. 16 (1998)	台風 5 号の影響により千曲川の増水で樽川が逆流、村内中小河川の溢水、堤防洗堀等の水害を引き起した。	○人的被害 なし ○被害額 (土木工事) 2,340 万円 内訳 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">農林関係</td> <td>農地冠水 30ha</td> </tr> <tr> <td>農地 1ヶ所</td> </tr> <tr> <td>水路 4ヶ所</td> </tr> <tr> <td>頭首工 2ヶ所</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">土木関係</td> <td>河川 樽川右岸洗堀 (市之割) 樽川発電所下右岸洗堀 馬曲川 (上千石橋) 橋台洗堀 橋梁 2ヶ所</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	農林関係	農地冠水 30ha	農地 1ヶ所	水路 4ヶ所	頭首工 2ヶ所	土木関係	河川 樽川右岸洗堀 (市之割) 樽川発電所下右岸洗堀 馬曲川 (上千石橋) 橋台洗堀 橋梁 2ヶ所	
区分	内容											
農林関係	農地冠水 30ha											
	農地 1ヶ所											
	水路 4ヶ所											
	頭首工 2ヶ所											
土木関係	河川 樽川右岸洗堀 (市之割) 樽川発電所下右岸洗堀 馬曲川 (上千石橋) 橋台洗堀 橋梁 2ヶ所											
	風害 H10. 9. 22 (1998)	台風 7 号の通過により暴風が吹き荒れ、被害をもたらした。	○人的被害 軽傷者 1名 ○被害総額 9,320 万円 内訳 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住家等</td> <td>一部損壊 38 棟</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農林関係</td> <td>農作物被害 4,390 万円</td> </tr> <tr> <td>農業用施設被害 10 棟</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>公共施設 3ヶ所</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	住家等	一部損壊 38 棟	農林関係	農作物被害 4,390 万円	農業用施設被害 10 棟	その他	公共施設 3ヶ所
	区分	内容										
	住家等	一部損壊 38 棟										
農林関係	農作物被害 4,390 万円											
	農業用施設被害 10 棟											
その他	公共施設 3ヶ所											
土砂災害 H11. 4. 19 (1999)	融雪により馬曲山山腹崩壊。土石流により馬曲川混濁したため、流域に警戒態勢を強化。	○人的被害 なし 馬曲川流域住民に対して避難場所の指定。避難には至らなかった。										
豪雪 (平成 18 年豪雪) H17. 12. 10 (2005) ~H18. 2. 28 (2006)	12 月 28 日付けで豪雪対策本部を設置。村内各所で被害が発生した。1 月 7 日に災害救助法適用。1 月 8 日役場観測地点で積雪 238 cm を記録。	○人的被害 重傷者 5 名 軽傷者 2 名 内訳 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住家等</td> <td>一部損壊 136 棟</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	住家等	一部損壊 136 棟						
区分	内容											
住家等	一部損壊 136 棟											
地震 H24. 7. 10 (2012)	役場の震度計で震度 5 弱を記録。	○人的被害 なし 公共施設 一部損傷										
水害 R1. 10. 12 (2019)	台風 19 号の影響により千曲川の増水で樽川が逆流。村内各所で被害が発生した。災害救助法の適用。 立ヶ花最高水位 12.44 樽川最高水位 10.51	○人的被害 なし ○被害総額 6,647 万円 内訳 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">農林関係</td> <td>農地冠水 68.4ha</td> </tr> <tr> <td>水路損壊 2ヶ所</td> </tr> <tr> <td>農道崩落 1ヶ所</td> </tr> <tr> <td>大塚沖排水機場損壊</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	農林関係	農地冠水 68.4ha	水路損壊 2ヶ所	農道崩落 1ヶ所	大塚沖排水機場損壊			
区分	内容											
農林関係	農地冠水 68.4ha											
	水路損壊 2ヶ所											
	農道崩落 1ヶ所											
	大塚沖排水機場損壊											

		○避難勧告 小見、和栗、栄町、中村の一部 避難者 40人（その他地区の自主避難含む）																									
水害 R2.7.15（2020）	梅雨前線の影響による集中豪雨により、村内各所で被害が発生した。	○人的被害 なし ○被害総額 4,881万円 内訳 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">住家等</td> <td>床下浸水 住家</td> <td>4戸</td> </tr> <tr> <td>床下浸水 非住</td> <td>3戸</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">農林関係</td> <td>農地冠水</td> <td>26ha</td> </tr> <tr> <td>農作物被害</td> <td>2,060万円</td> </tr> <tr> <td>農地法面崩落</td> <td>8地区</td> </tr> <tr> <td>水田・水路損壊</td> <td>3ヶ所</td> </tr> <tr> <td>林道土砂流出</td> <td>2ヶ所</td> </tr> <tr> <td>土木関係</td> <td>道路法面崩落</td> <td>5ヶ所</td> </tr> <tr> <td>公共施設</td> <td>保育園法面崩落</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ○避難勧告 小見、和栗、栄町、中村の一部	区分	内容		住家等	床下浸水 住家	4戸	床下浸水 非住	3戸	農林関係	農地冠水	26ha	農作物被害	2,060万円	農地法面崩落	8地区	水田・水路損壊	3ヶ所	林道土砂流出	2ヶ所	土木関係	道路法面崩落	5ヶ所	公共施設	保育園法面崩落	
区分	内容																										
住家等	床下浸水 住家	4戸																									
	床下浸水 非住	3戸																									
農林関係	農地冠水	26ha																									
	農作物被害	2,060万円																									
	農地法面崩落	8地区																									
	水田・水路損壊	3ヶ所																									
	林道土砂流出	2ヶ所																									
土木関係	道路法面崩落	5ヶ所																									
公共施設	保育園法面崩落																										
水害 R3.8.13（2021）	秋雨前線の影響により千曲川の増水で樽川が逆流。村内各所で被害が発生した。	○人的被害 なし ○被害総額 2,302万円 内訳 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">農林関係</td> <td>農地冠水</td> <td>27.8ha</td> </tr> <tr> <td>農作物被害</td> <td>1,802万円</td> </tr> <tr> <td>農地法面崩落</td> <td>2地区</td> </tr> <tr> <td>水田・水路損壊</td> <td>3ヶ所</td> </tr> <tr> <td>林道土砂流出</td> <td>2ヶ所</td> </tr> </tbody> </table> ○高齢者等避難 小見、和栗、栄町、中村の一部 避難対象 24世帯 82人 内避難者 1人	区分	内容		農林関係	農地冠水	27.8ha	農作物被害	1,802万円	農地法面崩落	2地区	水田・水路損壊	3ヶ所	林道土砂流出	2ヶ所											
区分	内容																										
農林関係	農地冠水	27.8ha																									
	農作物被害	1,802万円																									
	農地法面崩落	2地区																									
	水田・水路損壊	3ヶ所																									
	林道土砂流出	2ヶ所																									